

## 商品概要説明書

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

商品名	出資予約貯金
ご利用いただける方	○組合員
期間	○期間の定めはありません。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○随時預け入れできます。 ○1 円以上 ○1 円単位
払戻方法	○出資払込に限り払い戻しできます。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法  (4) 税金  (5) 金利情報の入手方法	○毎日の約定利率を適用します (変動金利)。 ○毎年 2 月と 8 月の当 J A 所定の日に支払います。 ○毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ○個人のお客さまは 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) * の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ○金利は店頭の金利表示モニターに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	○個人のお客さまはマル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いができます。
貯金保険制度 (公的制度)	○保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当 J A 本支所または信用部信用課 (電話 : 086-225-9835) にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所 (電話 : 03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 信用部信用課または J A バンク相談所にお申し出ください。 岡山弁護士会 (J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。) 東京三弁護士会または岡山弁護士会 (J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。) 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 (以下「東京三弁護士会」という) では、東京以外の地域のお客さまからのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停 : 東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停 : 東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる事項	○当 J A から脱退する場合、または災害その他の事由で当 J A がやむを得ないと認めた場合は、出資金払込み以外の目的でも払戻しができます。 ○通帳に記帳いただいている明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 8 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

